

款 願 書

- 第一條 臨時工を即時本雇にせられたし  
但し今後入社する者は試雇期間一週間を経たる場合は本雇にすること
- 第二條 獎勵金は六月十日以前の通りに復活せられたし
- 第三條 獎勵金等級制度を廢止せられたし
- 第四條 従來の臨時手當を本給に繰入れられたし  
但し従來の臨時工より本雇に編入されたる者及現在の臨時工は本雇同様五拾錢として繰入れること
- 第五條 年二回昇給せられたし 但し一回五錢以上のこと
- 第六條 皆勤手當を旧に復活せられたし  
但し一ヶ年皆勤者には日給二十日分支給すること
- 第七條 解雇退職手當を左の如く増額せられたし  
解雇手當一ヶ年未滿日給三十五日分、以上一ヶ月を増す

- 毎に三日分子告手當を含まず
- 第八條 退職手當は解雇手當の三分の二とす
- 第九條 年二回賞與を支給せられたし 但し一人一回拾圓以上のこと
- 第十條 年一回運動會を開催せられたし
- 第十一條 休憩時間を旧に復活せられたし  
但し正午を四十分とすること
- 第十二條 残業歩増は一時間に付き日給の一割五分増とせられたし
- 第十三條 休日出勤の場合は日給の五割増しとせられたし
- 第十四條 夜間勤務の場合二人分を支給せられたし
- 第十五條 食堂、風呂場並に便所を改善せられたし  
但し食堂は脱衣場と別にすること
- 第十六條 本問題に關して絶対に犠牲者を出さざること
- 第十七條 本問題解決までの日給並に費用全額會社側に於て負擔せ